

高速船規則

高速船規則

2013 年 第 1 回 一部改正

2013 年 5 月 17 日 規則 第 50 号

2013 年 2 月 4 日 技術委員会 審議

2013 年 3 月 4 日 理事会 承認

2013 年 5 月 17 日 国土交通大臣 認可

2013 年 5 月 17 日 規則 第 50 号
高速船規則の一部を改正する規則

「高速船規則」の一部を次のように改正する。

1 編 総則

1 章 通則

1.1 一般

1.1.1 適用

-1.を次のように改める。

-1. 登録規則 2 章により船級登録される船舶のうち、本編 **2 章 2.1.2** に定義される高速船（以下、本規則において「船舶」という。）の検査、構造、設備、材料、艀装等に関しては、本規則の各編において特に引用されている場合を除き、他の鋼船規則等の各規定にかかわらず、本規則の定めるところによる。ただし、次の**(1)**から**(12)**に掲げる設備又は装置の検査及び構造等並びに、安全管理システム及び船舶保安システムの審査並びに海上労働システムの検査に関しては、次による。

- (1) 海洋汚染防止設備等：海洋汚染防止のための構造及び設備規則
- (2) 揚貨設備（注 1）：揚貨設備規則
- (3) 機関区域無人化設備：自動化設備規則
- (4) 潜水装置：潜水装置規則
- (5) コンテナ設備のうちコンテナ：海上コンテナ規則
- (6) 安全設備：安全設備規則
- (7) 居住衛生設備：居住衛生設備規則
- (8) 無線設備：無線設備規則
- (9) 安全管理システム：安全管理システム規則
- (10) 船舶保安システム：船舶保安システム規則
- (11) 防汚システム：船体防汚システム規則
- (12) 海上労働システム：海上労働システム規則

（注 1）

旅客船を除く総トン数 300 トン以上の船舶に施設される 1t 以上の貨物の揚卸しに使用される揚貨装置に限る。

附 則

- 1. この規則は、2013 年 5 月 17 日から施行する。